

追 加 議 案 目 次

議案番号	件名
議第59号	山形市市税条例の一部改正について
議第60号	山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について
議第61号	山形市教育委員会委員の任命について
議第62号	山形市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第59号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第6条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第7条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条の4の規定は、令和6年2月21日から適用する。

理 由

地方税法の改正に伴い、能登半島地震の被災者が受けた資産の損失について、市民税に係る雑損控除の特例措置を設けようとするものである。

議第60号

山形市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

山形市保健衛生関係手数料条例（平成30年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中66の項を67の項とし、63の項から65の項までを1項ずつ繰り下げ、同表62の項中「63の項から66の項まで」を「64の項から67の項まで」に改め、同項を同表63の項とし、同表中61の項を62の項とし、45の項から60の項までを1項ずつ繰り下げ、同表44の項中「45の項、53の項及び54の項」を「46の項、54の項及び55の項」に改め、同項を同表45の項とし、同表43の項を同表44の項とし、同表42の項中「43の項、53の項及び54の項」を「44の項、54の項及び55の項」に改め、同項を同表43の項とし、同表中41の項を42の項とし、37の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、同表36の項中「47の項から54の項まで」を「48の項から55の項まで」に、「37の項から41の項まで」を「38の項から42の項まで」に、「49の項から52の項まで」を「50の項から53の項まで」に改め、同項を同表37の項とし、同表35の項を同表36の項とし、同表34の項中「35の項から46の項まで」を「36の項から47の項まで」に改め、同項を同表35の項とし、同表中33の項を34の項とし、14の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14	医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円（実地の検査を受けない場合にあつては、14,000円）
----	---------------------	---------	------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

医療法に基づく病院の構造設備の検査に係る手数料を新たに定めようとするものである。

議第61号

山形市教育委員会委員の任命について

次の者を、本市教育委員会委員に任命することについて、同意を求める。

令和6年3月19日提出

山形市長 佐藤孝弘

田中克

理由

本市教育委員会委員のうち、白鳥樹一郎委員の任期が3月31日をもって満了となるため、田中克氏を新たに委員に任命しようとするものである。

議第62号

山形市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を、本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、同意を求める。

令和6年3月19日提出

山形市長 佐藤孝弘

峯田典明

理由

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、峯田典明委員の任期が3月31日をもって満了となるため、同委員を引き続き選任しようとするものである。